

平成 22 年 度

(2010 年 度)

学 生 便 覧

(抜粋 平成20年度入学者)

- 平成22年度（2010年度）授業日程
- 法学部規程
- 法学部履修内規
- 履修案内
- 学生心得
- 法学部・法学研究科教職員名簿

東 北 大 学 法 学 部

平成22（2010）年度授業日程

授業等の区分	授 業 等 の 日 程	
	全 学 教 育 科 目	専 門 教 育 科 目
		研究大学院授業科目
前 期 授 業	4月9日（金）～ 7月22日（木）	4月9日（金）～ 7月22日（木）
前期科目試験		7月23日（金）～ 8月9日（月）
夏 季 休 業	8月9日（月）～ 9月30日（木）	8月10日（火）～ 8月20日（金）
補 講	7月23日（金）～ 8月6日（金）	
連 続 講 義		8月23日（月）～ 9月28日（火）
連続講義試験		9月29日（水）～ 9月30日（木）
後 期 授 業	10月1日（金）～ 12月22日（水）	10月1日（金）～ 12月22日（水）
冬 季 休 業	12月24日（金）～ 1月5日（水）	12月24日（金）～ 1月5日（水）
後 期 授 業	1月6日（木）～ 1月27日（木） 【1月14日（金）は、休講】	1月6日（木）～ 1月27日（木） 【1月14日（金）は、授業を行う】
補 講	1月28日（金）～ 2月10日（木）	
後期科目試験		1月28日（金）～ 2月10日（木）
学 期 末 休 業	2月14日（月）～ 3月31日（木）	

東北大学法学部規程

目 次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 入学, 転入学, 編入学, 転学部及び再入学(第4条—第7条)
- 第3章 教育課程の編成(第8条)
- 第4章 全学教育科目等の授業, 履修方法及び試験(第9条—第10条の2)
- 第5章 専門教育科目の授業, 履修方法及び試験(第11条—第19条)
- 第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学等(第20条—第22条)
- 第6章の2 大学以外の教育施設等における学修(第22条の2—第22条の3)
- 第7章 卒業(第23条)
- 第8章 科目等履修生(第24条—第29条)
- 第9章 特別聴講学生(第30条)
- 附 則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 東北大学法学部(以下「本学部」という。)における入学, 転入学, 編入学, 転学部, 再入学, 修学, 試験及び卒業等については, 東北大学学部通則(昭和27年12月18日制定)に定めるところのほか, この規程による。ただし, 教授会は, この規程にかかわらず, 必要に応じ特例を定めることができる。

第2条 法学部に, 法学科を置く。

第3条 学生の在学年限は, 8年とする。

第2章 入学, 転入学, 編入学, 転学部及び再入学

(入 学)

第4条 入学に関し必要な事項は, 教授会が別に定める。

(転入学, 編入学及び転学部)

第5条 収容定員に余裕のある場合は, 教授会の議を経て, 選考のうえ, 転入学, 編入学又は転学部を許可することがある。この場合の応募資格, 選考方法, 修得単位数及び履修方法等については, 別に定める。

(再入学)

第6条 本学部を中途退学した者又は除籍された者で, 再び入学を志願するものがあるときは, 教授会の議を経て, 選考のうえ, 再入学を許可することがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 本学，他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学を卒業し，又は中途退学した者で，本学部に入학을許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位は，教授会の定めるところにより，本学部において修得したものと認めることがある。

2 前項の規定により本学部において修得したものと認めることができる単位数は，第21条第1項，第22条の2第1項及び第22条の3第1項の規定により修得したものとみなし，又は履修したとみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

3 第1項の認定を受けようとする者は，所定の願書に必要書類を添えて，入学した年度の所定の期日までに，学部長に願出しなければならない。

第3章 教育課程の編成

(授業科目の区分)

第8条 本学部の教育課程は，次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

- 一 全学教育科目
- 二 専門教育科目
- 三 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める教職に関する科目(以下「教職科目」という。)

第4章 全学教育科目等の授業，履修方法及び試験

(全学教育科目等の授業)

第9条 全学教育科目及び教職科目(以下「全学教育科目等」という。)の授業科目及び単位数は，東北大学全学教育科目等規程(平成5年規第91号)第3条による。

(履修方法及び試験)

第10条 全学教育科目等の授業科目の履修方法及び試験については，東北大学全学教育科目等規程に定めるところのほか，教授会が定めるところによる。

(全学教育科目の履修科目の届出の上限)

第10条の2 1学期に全学教育科目の履修科目として届け出ることができる単位数の上限については，別に定める。

第5章 専門教育科目の授業，履修方法及び試験

(専門教育科目の授業)

第11条 専門教育科目の授業科目の区分は、基礎講義科目、基幹講義科目、展開講義科目及び演習とする。

2 基礎講義科目の区分は、私法・公法科目、基礎法科目及び政治学科目とする。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

(専門教育科目の履修科目の届出の上限)

第12条 1学期に専門教育科目の履修科目として届け出ることができる単位数の上限については、別に定める。

(専門教育科目の履修手続)

第12条の2 学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した専門教育科目の授業科目を学部長に届け出なければならない。

(他学部専門教育科目の履修)

第13条 学生は、学部長の許可を得て、他学部の専門教育科目の授業科目を履修することができる。この場合には、その学部所定の手続によらなければならない。

(他学部学生による履修)

第14条 他学部の学生は、学部長の許可を経て、本学部の専門教育科目の授業科目を履修することができる。

2 前項の場合には、第12条の2の規定を準用する。

(試験による履修の認定)

第15条 専門教育科目の授業科目の履修の認定は、試験による。試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の授業科目の試験(以下この章において単に「試験」という。)は、当該授業科目の授業が終了した学期の終わりにおいて、当該学期の授業担当教員が行う。ただし、特別の事情がある場合において、教授会が別段の定めをしたときは、それによる。

(試験の方法)

第16条 試験は、筆記試験とする。ただし、授業担当教員又は試験を行う教員が必要と認めたときは、教授会の承認を得て、他の方法によることができる。

(受験資格)

第17条 試験は、第12条の2の規定による手続を経て授業を受けた者に限り、受けることができる。

(追試験)

第18条

その年度の3月に卒業する予定の者で、病気その他やむを得ない理由により試験を受け

ることのできなかったものに対しては、おそくとも試験期間終了後2日以内に願い出た場合に限り、教授会の決定により、第1学期の試験については10月末日までに、第2学期の試験については3月末日までに追試験を行うことがある。

2 その年度の3月に卒業する予定でない者で、病気その他のやむを得ない理由により試験を受けることのできなかったものが、おそくとも試験期間終了後2日以内に願い出たときは、本人の修学上特に必要があると教授会が認める場合に限り、教授会の決定により、前項の追試験を行うことがある。

3 前二項の追試験には、前三条の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、連続講義科目については、追試験を行わない。

(成績)

第19条 試験の成績は、100点を満点とし、次の区分により評価する。

AA 90点以上

A 80点以上90点未満

B 70点以上80点未満

C 60点以上70点未満

D 60点未満

2 前項による評価AA, A, B, Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

3 試験の成績は、公表しない。

第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学等

(他大学等の授業科目の履修及び留学の許可)

第20条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると教授会が認めるときは、あらかじめ、当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業を履修することを認めることがある。

第20条の2 学生が外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学等」という。)において修学することが教育上有益であると教授会が認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことがある。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合につ

いて準用する。

(他大学等の授業科目の履修及び留学の修得単位)

第21条 第20条の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、教授会の定めるところにより、本学部において修得した単位とみなす。

2 前項の規定により本学部において修得したものとみなすことができる単位数は、第7条第1項、第22条の2第1項及び第22条の3第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

(雑 則)

第22条 この章に規定するもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び外国の大学等への留学に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

第6章の2 大学以外の教育施設等における学修

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条の2 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教授会が定めるものは、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学部において履修したとみなし与える単位数は、第7条第1項、第21条第1項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の学修の単位認定)

第22条の3 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教授会が定めるものは、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学部において履修したとみなし与える単位数は、第7条第1項、第21条第1項及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第7章 卒 業

(卒業の要件)

第23条 本学部を卒業するためには、本学部に4年以上在学し、教授会の定めるところにより、全学教育科目の単位を41単位以上及び専門教育科目の単位を90単位以上（うち私法・公法科目2単位以上、基礎法科目4単位以上及び政治学科目2単位以上）修得しな

なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学部に3年以上在学し、前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得した場合は、卒業を認めることがある。
- 3 第1項の専門教育科目の単位のうち、演習の単位は、合わせて30単位を超えることができない。
- 4 文学部、教育学部及び経済学部の専門教育科目の単位は、演習及び教授会が別に除外した授業科目を除き、20単位を限り、第1項の専門教育科目の単位数に算入することができる。ただし、上記の3学部の専門教育科目の単位のうち、別に定める授業科目以外のものの単位は、合わせて8単位を超えることができない。

第8章 科目等履修生

(入学の許可)

第24条 専門教育科目の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、授業に支障のない場合に限り、教授会の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 前項の履修を志願する者及び前項の規定による科目等履修生は、全学教育科目等の特定の授業科目について履修を志願することができる。この場合には、前項の規定を準用する。

(入学資格)

第25条 次の各号の一に該当する者でなければ、科目等履修生として入学することができない。

- 一 大学(短期大学を除く。)に2年以上在学し、当該大学における所定の課程を修了した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 前各号と同等以上の学力があると認められる者

(特別許可)

第26条 教授会が特段の事情があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、科目等履修生として入学を許可することができる。

(在学期間)

第27条 科目等履修生の在学期間は、2年を超えることができない。

(単位の修得)

第28条 科目等履修生は、受講した授業科目について試験を受け、単位を修得することが

できる。

(単位修得証明書の交付)

第29条 科目等履修生が修得した単位に係る授業科目について、証明を願い出たときは、学部長の単位修得証明書を交付する。

第9章 特別聴講学生

(受入れの許可)

第30条 外国の大学等の学生で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該外国の大学等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学、転学部及び再入学した者の追試験及び再試験については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東 北 大 学 法 学 部 履 修 内 規

(趣 旨)

第1条 この内規は、東北大学法学部規程（平成5年規第113号。以下「学部規程」という。）第11条第3項及び第23条第4項の規定に基づき、東北大学法学部（以下「本学部」という。）における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 本学部において開講する専門教育科目の授業科目及び単位数は、別表第1による。

2 教授会が必要と認めたときは、前項による授業科目以外の授業科目について、授業を行うことがある。

(履修方法)

第3条 学生は、専門教育科目のうち基礎講義科目として開講される授業科目については、私法・公法科目2単位以上、基礎法科目4単位以上、政治学科目2単位以上をそれぞれ選択して必ず履修しなければならない。

2 前項の要件を満たす限りにおいて、学生は、各自の履修すべき専門教育科目の授業科目を自由に選択することができる。ただし、教育上特に必要がある場合において、教授会が別段の定めをしたときは、この限りでない。

(他学部専門教育科目の認定)

第4条 文学部、教育学部及び経済学部の専門教育科目のうち次の各号に掲げるものは、学部規程第23条第1項の専門教育科目の単位数に算入しないものとする。

- (1) 演習
- (2) 文学部基礎科目の語学・書道
- (3) 教育学部の教職に関する科目（代用科目を含む。）
- (4) 経済学部の民法

2 文学部、教育学部及び経済学部の専門教育科目のうち、8単位を超えて学部規程第23条第1項の専門教育科目の単位数に算入することができない授業科目は、別表第2（学部共通科目を除く）に掲げる授業科目以外のものとする。

附 則

1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前に入学、転学部及び再入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一

専門教育科目

区分	授業科目	単位数	備考	区分	授業科目	単位数	備考
基礎講義	私法・公法科目			展開講義	刑事政策	2	
	民法入門	2	2単位		少年法	2	
	刑事法入門	2	以上選		国際法	4	
	司法制度論	2	択履修		トランスナショナル組織法	2	
	基礎法科目				現代家族法	2	
	法と歴史Ⅰ	2	4単位		商取引法Ⅰ	2	
	日本近代法史	2	以上選		商取引法Ⅱ	2	
	比較法社会論	2	択履修		知的財産法	4	
	法学の理論	2			経済法	4	
	政治学科目				国際私法Ⅰ	4	
基礎幹義	西洋政治思想史Ⅰ	2	2単位	展開講義	国際経済法	2	
	ヨーロッパ政治史Ⅰ	2	以上選		民事救済法	2	
	日本政治外交史Ⅰ	2	択履修		執行保全法	2	
	憲法Ⅰ	2			労働法	4	
	憲法Ⅱ	2			社会保障法	4	
	憲法Ⅲ	2			法理学	4	
	行政法Ⅰ	4			法社会学	2	
	行政法Ⅱ	4			日本法制史Ⅰ	2	
	刑法Ⅰ	4			日本法制史Ⅱ	2	
	刑法Ⅱ	4			西洋法制史Ⅰ	2	
	刑法Ⅲ	4			西洋法制史Ⅱ	2	
	刑事訴訟法	4			中国法制史	2	
	民法総則	2			ローマ法	2	
	物権法	2			法と歴史Ⅱ	2	
	契約法・債権総論	4			英米法	2	
	不法行為法	2			ドイツ法	2	
	家族法	2			ドイツ法入門	2	
	会社法	4			ドイツ法史	2	
	商法総論・手形法	4			ヨーロッパ法	2	
	民事訴訟法	4			ロシア・東欧法	2	
	現代政治分析	4			中国法	2	
	国際関係論	4			比較政治学	4	
	行政学	4			西洋政治思想史Ⅱ	4	
	法学入門	2			日本政治外交史Ⅱ	4	
展開講義	比較憲法	2			ヨーロッパ政治史Ⅱ	4	
	地方自治法	2			東アジア政治外交論	4	
	都市法	4			政治理論	2	
	行政法特殊講義	4			地域研究	2	
	環境法概論	2			現代日本政治	2	
	租税法	4			健康政策学	4	

別表第二

専門教育科目

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
社 会 学 概 論	2	経 済 学 史	4
実 験 心 理 学 概 論	2	金 融 論	4
社 会 心 理 学 概 論	2	財 政 学	4
日 本 史 概 論	2	日 本 経 済 史	4
東 洋 史 概 論	2	経 済 史	4
ヨ ー ロ ッ パ 史 概 論	2	日 本 経 済	4
政 治 経 済 学 原 理	4	国 際 経 済	4
ミ ク ロ 経 済 分 析	4	経 営 政 策	4
マ ク ロ 経 済 分 析	4	財 務 会 計	4
経 済 政 策	4		

学部共通科目

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
地 理 学 B	2	宗 教 学 概 論	2
地 誌 学	2	地 域 経 済	4
現 代 哲 学 概 論	2	環 境 経 済	4
倫 理 思 想 概 論	2		

履 修 案 内

1. 総 説

本学部の教育課程は、全学教育科目に属する授業科目、専門教育科目に属する授業科目及び教職科目に属する授業科目をもって編成されている。

上記3種類の授業科目のうち、全学教育科目に属する授業科目は、その授業目的に応じて更に種々のものに区分されているが、その区分は下表の通りである。

区 分			授 業 科 目	単位数	時間数	区分	所要単位数		
基幹科目類	人 間 論 群		思想と倫理の世界	2	2	選択	2 単位	6 単位	
			文学の現世	2	2	〃			
			言語表現の文	2	2	〃			
			芸術と人間	2	2	〃			
			歴史と人間社会	2	2	〃			
	社 会 論		歴史と人間社会	2	2	選択	2 単位		
			経済と社会	2	2	〃			
			政治と社会	2	2	〃			
			法と社会	2	2	〃			
			社会と人間社会	2	2	〃			
	自 然 論		自然科学の構造	2	2	選択	2 単位		
			技術とエネルギー	2	2	〃			
生命と環境			2	2	〃				
展開科目類	人 文 科 学 群		論理学・倫理	2	2	選択	2 単位	18単位	
			文学	2	2	〃			
			宗教	2	2	〃			
			教育史	2	2	〃			
			言語	2	2	〃			
			歴史	2	2	〃			
			社会学	2	2	選択			2 単位
	心理学	2	2	〃					
	政治学	2	2	〃					
	法学	2	2	〃					
	経済学	2	2	〃					
	文化人類学	2	2	〃					
	地理学	2	2	〃					
	自然科学	数 学 群		数学概論	2	2	選択		2 単位
				数学概論	2	2	〃		
				数学概論	2	2	〃		
		物理学群	物理学概論	2	2	選択			
		化学群	化学概論	2	2	選択			
生物学群		生命科学概論	2	2	選択				
宇宙地球科学群		地球環境科学概論	2	2	選択				
理科実験			文科学系の実験	2	4	選択			
			自然科学の実験	2	4	〃			
総合科学			総合科目群	2	2	選択			
			現代学問論群	2	2	選択			
	現代学問論群		2	2	選択				
共通科目類	情報科目群		基礎ゼミ	2	2	選択	6 単位	8 単位	
			情報基礎 A	2	2	選択			
			展開英英語 I	2	2	必修			
			展開英英語 II	2	2	〃			
			実践英英語 I A	1	2	必修			

区 分		授 業 科 目		単位数	時間数	区分	所要単位数	
外国語 共通科目類	英 語 群	実 践 英 語 Ⅱ		2	2	選択	2 単位	8 単位
		実 践 英 語 Ⅲ A		2	2	選択		
		実 践 英 語 Ⅲ B		2	2	〃		
	初 修 語 群	基礎 ドイツ語 Ⅰ		2	4	選択	8 単位	
		基礎 ドイツ語 Ⅱ		2	4	〃		
		展開 ドイツ語 Ⅰ		2	2	選択		
		展開 ドイツ語 Ⅱ		2	2	〃		
		展開 ドイツ語 Ⅲ		2	2	選択	8 単位	
		展開 ドイツ語 Ⅳ		2	2	〃		
		基礎 フランス語 Ⅰ		2	4	選択		
		基礎 フランス語 Ⅱ		2	4	〃		
		展開 フランス語 Ⅰ		2	2	選択	8 単位	
		展開 フランス語 Ⅱ		2	2	〃		
		展開 フランス語 Ⅲ		2	2	選択		
		展開 フランス語 Ⅳ		2	2	〃		
		基礎 ロシア語 Ⅰ		2	4	選択	8 単位	
		基礎 ロシア語 Ⅱ		2	4	〃		
		展開 ロシア語 Ⅰ		2	2	選択		
		展開 ロシア語 Ⅱ		2	2	〃		
		基礎 スペイン語 Ⅰ		2	4	選択	8 単位	
		基礎 スペイン語 Ⅱ		2	4	〃		
	展開 スペイン語 Ⅰ		2	2	選択			
	展開 スペイン語 Ⅱ		2	2	〃			
	基礎 中国語 Ⅰ		2	4	選択	8 単位		
	基礎 中国語 Ⅱ		2	4	〃			
	展開 中国語 Ⅰ		2	2	選択			
	展開 中国語 Ⅱ		2	2	〃			
	基礎 朝鮮語 Ⅰ		2	4	選択	8 単位		
	基礎 朝鮮語 Ⅱ		2	4	〃			
	展開 朝鮮語 Ⅰ		2	2	選択			
	展開 朝鮮語 Ⅱ		2	2	〃			
諸 外 国 語 群	ギリシヤ語 Ⅰ		2	2	自由聴講			
	ギリシヤ語 Ⅱ		2	2	〃			
	サンスクリット語 Ⅰ		2	2	自由聴講			
	サンスクリット語 Ⅱ		2	2	〃			
	ラテン語 Ⅰ		2	2	自由聴講			
	ラテン語 Ⅱ		2	2	〃			
	モンゴル語 Ⅰ		2	2	自由聴講			
	モンゴル語 Ⅱ		2	2	〃			
保 健 体 育 群	イタリア語 Ⅰ		2	2	自由聴講	「スポーツA」か 「体と健康」から 1単位選択		
	イタリア語 Ⅱ		2	2	〃			
	チエコ語 Ⅰ		2	2	自由聴講			
留 学 生 対 象 科 目 群	チエコ語 Ⅱ		2	2	〃			
	スポーツ A		1	2	選択			
	スポーツ B		1	2	自由聴講			
	体 と 健 康		2	2	選択			
	日 本 本 語 A		1	2	自由聴講			
	日 本 本 語 B		1	2	〃			
	日 本 本 語 C		1	2	〃			
	日 本 本 語 D		1	2	〃			
	日 本 本 語 E		1	2	〃			
	日 本 本 語 F		1	2	〃			
日 本 本 語 G		1	2	〃				
日 本 本 語 H		1	2	〃				
日 本 本 語 I		1	2	〃				
日 本 本 語 J		1	2	〃				
必 修 単 位 数							4 1	

2. 卒業要件について

(1) 原則的卒業要件

授業科目 の 区 分	全 学 教 育 科 目				専門教育科目			
	基幹科目類	展開科目類 及び共通科目類の「基礎ゼミ」, 「情報基礎A」	「基礎ゼミ」,「情報基礎A」 を除く、共通科目類		基礎講義科目			基礎講義科目, 展開講義科目, 及び学部演習
最低習得 単 位 数	6	18	外国語群	保健体育群	公法・私法	基礎法	政治学	
			16	1	2	4	2	
	41					90		

(2) 基幹科目類に関する原則的卒業要件

各分野の最低習得単位数については,「人間論群」,「社会論群」,「自然論群」に属する授業科目のうちから少なくとも2単位ずつを修得すること。

(3) 展開科目類及び共通科目類に関する原則的卒業要件

- ①「人文科学群」,「社会科学群」,「自然科学群」に属する授業科目のうちから少なくとも2単位ずつを修得すること。
- ②展開科目類及び共通科目類の「基礎ゼミ」,「情報基礎A」のうちから,18単位以上を修得すること。
- ③外国語・英語群のうち「展開英語Ⅰ」「展開英語Ⅱ」「実践英語ⅠA」「実践英語ⅠB」は必修である。また,「実践英語Ⅱ」「実践英語ⅢA」「実践英語ⅢB」のうちから2単位以上修得すること。
- ④外国語・初修語群のうちから1外国語を選択し,8単位以上修得すること。
- ⑤保健体育群のうちから1単位以上を修得すること。ただし,「スポーツB」は教育職員免許状取得を希望するもの及び実技2単位の取得を希望するものに限り履修を認める。

3. 全学教育科目の履修について

法学部を卒業するために必要な全学教育科目の単位数は「2 (1)」で示したとおりであるが,それを取得すべき時期については原則として特に定めず,卒業時までの間に適宜取得すればよい。ただし,専門教育科目の密度とのかねあいなどを重視するなら,一般に保健体育群は1年次に,外国語・英語群,外国語・初修語群は2年次までに履修し,基幹科目類,展開科目類の大半を2年次までに履修しておくことが学習計画上便宜であろう(全学教育科目の開講セメスター等,時間割上も,このような履修方法を一応念頭に置いて)

ている)。しかし、全学教育科目の他の役割としての「専門閉鎖を避けるための広い視野を培い、柔軟な思考力を養う役割」を重視して、例えば基幹科目類、展開科目類のいくつかをあえて3・4年次に履修するという方法もある。いずれにしても、各自の学習関心・進度とともに、特定の全学教育科目および専門教育科目を同時に履修したい場合であっても時間割上必ずしも両方履修できるとは限らないという可能性も勘案して、無理のない学習計画を立てることが肝要である。その際、4年次までの間にどのような専門教育科目が開講される予定になっているかについては、後記「4. 専門教育科目の履修について」中の表を参照することによって、その大筋を知ることができる。

なお、全学教育科目の授業科目の履修に関する詳細については、「全学教育科目履修の手引」を参照すること。

4. 専門教育科目の履修について

専門教育科目は、「基礎講義科目」、「基幹講義科目」、「展開講義科目」及び「学部演習」とに大別される。

「基礎講義科目」は、法学・政治学に関する学部教育としての基礎となる科目に絞りこんだものであり、公法・私法科目より2単位以上、基礎法科目より4単位以上、政治学科目より2単位以上の、計8単位以上を選択して必ず修得しなければならない。主として1，2年次で履修することが念頭に置かれている。

「基幹講義科目」は、法学部学生ならば最低これだけは履修しておくことが望まれる科目であり、「展開講義科目」を履修するうえで既に修得していることが通常期待される。主として1～3年次に開講される。

「展開講義科目」は、内容的に「基幹講義科目」よりも専門化、高度化、先端化された科目であり、主として3，4年次に開講される。一層豊かな法学・政治学の素養を身につけるうえで、積極的な履修が望まれる。

「学部演習」は、本学部が特に力を入れている少人数教育実践の場であり、双方向的議論の展開を通して法学、政治学をさらに深く学ぶことができる。最低1つの演習を履修することが望まれる。演習の多くは3，4年次開講であるが、1，2年次に開かれている演習もあるので、積極的に履修されたい。ただし、演習は少人数教育であるため、その参加人数には一般に制限があるので、注意されたい。

「基礎講義科目」は選択必修であるが、「基幹講義科目」、「展開講義科目」及び「学部演習」の履修は学生個人が自由に選択して履修できるので、どれを履修するかは個々の学生ごとに多様であろうが、例えば、1年次から3年次までは「基礎講義科目」、「基幹講

義科目」及び「学部演習」を中心にして幅広く法学・政治学の基礎的理解に努め、そのうえで、自らの関心・習熟度あるいは進路を勘案して、4年次以降「展開講義科目」で重点的に学ぶとともに、「学部演習」をさらに活用して理解を深める、というような方法が一般的には参考になるろう。

下記の表中、「配当」学年が記されているが、学生はその配当学年にかかわらず、自由に履修することができる。ただし、配当学年は、効率的な学習科目の対象及び順番を考慮して定められたものであり、また同じ学年の科目同士が時間割上できる限り重複しないよう配慮されているので、学生もこれを尊重する方が便宜であろう。

ただし、「対象」学年が指示されている科目については、対象とされた学年以外の学生は履修することができない。また、科目によっては、既に他の科目を履修済であることと等を履修要件とするものがあるので、「履修案内」のほか「講義要綱」の記載内容に十分留意すること。

各科目は、専門教育上の必要性を考慮して、年度によって適宜新設・再編されたり、あるいは廃止されることもありうる。したがって、具体的な各年度の科目及びその単位数は、各年度のはじめに配布される学生便覧及び講義要綱によって必ず確認すること。

今年度開講される専門教育科目の科目名及びその単位数等は、次の表によって知ることができる。

平成22（2010）年度法学部開設授業科目〔専門教育科目〕

授 業 科 目 〔基礎講義〕	単 位	配当学年及び学期 (○内は1週授業回数)								担当教員	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
民法法入門	2	①								渡辺教授	(1)
刑事法入門	2	①								井上准教授	(1)
司法制度論	2	①		①						菱田准教授	(1)
法と歴史Ⅰ	2	①								大内教授	(2)
日本近代法史	2		①							吉田教授	(2)
比較法社会論	2	①		①						芹澤教授	(2)
法学の理論	2				①					樺島教授	(2)
西洋政治思想史Ⅰ	2		①		①					大塚准教授	(3)※
日本政治外交史Ⅰ	2	連 続 講 義								五百旗頭講師	(3)※

備考欄 (1)私法・公法科目 (2)基礎法科目 (3)政治学科目

備考欄中、※印の授業科目は、平成23年度開講しない予定である。

平成23年度開設予定科目

ヨーロッパ政治史Ⅰ(2単位)

授 業 科 目 〔基幹講義〕	単位	配当学年及び学期 (○内は1週授業回数)								担当教員	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
憲法Ⅰ	2		①							中林准教授	
憲法Ⅱ	2			①							2,3,4年次対象
憲法Ⅲ	2				①					佐々木教授	2,3,4年次対象
行政法Ⅰ	4			②		②				飯島准教授	
行政法Ⅱ	4				②		②			未定	
刑法Ⅰ	4		①・・・							岡本教授	23年度へ引続
刑法Ⅰ	4		・・・①								21年度から引続
刑法Ⅱ	2				①						
刑法Ⅲ	4					①・・・①				成瀬教授	
刑事訴訟法	4						②		②	井上准教授	3,4年次対象
民法総則	2		①							水野教授	
物権法	2				①					久保野准教授	2,3,4年次対象
契約法・債権総論	4			②						小粥教授	2,3,4年次対象
不法行為法	2				①					中原(太)准教授	2,3,4年次対象
家族法	2					①				久保野准教授	3,4年次対象
会社法Ⅰ	4					②				白井准教授	2,3,4年次対象
会社法Ⅱ	2						①			森田准教授	2,3,4年次対象※
商法総論・商行為法	2						①		①	小塚講師	
民事訴訟法	4						②		②	菱田准教授	
現代政治分析	4			①・・・①		①・・・①		①・・・①		河村講師	
国際関係論	4		②		②		②			大西教授	
行政学	4				②		②		②	牧原教授	2,3,4年次対象
法学入門	2		①		①					岡助教、他	1,2年次対象

備考欄中、※印の授業科目は、平成23年度開講しない予定である。

授 業 科 目 〔展開講義〕	単位	配当学年及び学期 (○内は1週授業回数)								担当教員	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
比較憲法	2					①		①	佐々木教授	3,4年次対象	
地方自治法	2					①		①	飯島准教授		
租税法	2							①	澁谷教授	3,4年次対象	
少年法	2					連 続 講 義			山崎講師	※	
刑事訴訟法特論	2					①		①	井上准教授	3,4年次対象	
国際法	4					②			②	植木教授	
現代民法特論Ⅰ	2					①		①	渡辺教授	3,4年次対象※	
現代民法特論Ⅱ	2					①		①	水野教授	3,4年次対象※	
決済法	2						①		①	清水准教授	
知的財産法	4						②		②	蘆立准教授 杉江准教授	
経済法	4						②		②	滝澤准教授	3,4年次対象
国際私法	4							①・・・①	①	竹下准教授	3,4年次対象
国際経済法	2						連 続 講 義			阿部講師	※
執行保全法	2						①		①	坂田教授	3,4年次対象※
労働法	4					②		②		桑村准教授	3,4年次対象
社会保障法	4						②		②	嵩准教授	2,3,4年次対象
法理学	4					①・・・①		①・・・①		樺島教授	
日本法制史Ⅰ	2					①		①		吉田教授	2,3,4年次対象
日本法制史Ⅱ	2						①		①		2,3,4年次対象
中国法制史	2						連 続 講 義			鈴木講師	3,4年次対象※
法と歴史Ⅱ	2						①		①	大内教授	2,3,4年次対象※
西洋法制史特論Ⅰ(イングランド法制史)	2								①		3,4年次対象※
英米法	2				①		①		①	芹澤教授	
ドイツ法入門	2			①		①		①			2,3,4年次対象※
ヨーロッパ法	2			①			①		①	シェーファー准教授	2,3,4年次対象※
ロシア・東欧法	2						連 続 講 義			渋谷講師	3,4年次対象※
比較政治学Ⅰ	2						連 続 講 義			網谷講師	
ヨーロッパ政治史Ⅱ	4					②		②		平田教授	※
東アジア政治外交論	2					①		①		金准教授	2,3,4年次対象
政治理論	2					連 続 講 義				荏部講師	※
健康政策	2					①		①		坪野教授	
法情報学	2					①		①		金谷准教授	2,3,4年次対象
政策過程論	4					②		②		久武教授	
住宅政策	2					①		①		小玉准教授	3,4年次対象
東アジア共同体	2					①		①		孫客員准教授	使用言語:英語※

備考欄中、※印の授業科目は、平成23年度開講しない予定である。

平成23年度開設予定科目

倒産処理法(2単位)、法社会学(2単位)、西洋政治思想史Ⅱ(4単位)、商取引法(2単位)、地域研究(2単位)、ローマ法(2単位)

授 業 科 目 〔学部演習〕	単位	配当学年及び学期 (○内は1週授業回数)								担当教員	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
憲法演習Ⅰ	2					②		②		辻村教授	3,4年次対象○
憲法演習Ⅱ	2					①		①		佐々木教授	3,4年次対象
憲法演習Ⅲ	4					②…②		②…②		中林准教授	3,4年次対象○
行政法演習Ⅱ	4					②…②		②…②		中原(茂)教授	○
行政法演習Ⅲ	4					②…②		②…②		飯島准教授	○
行政法演習Ⅰ	4					①…①		①…①		稲葉教授	3,4年次対象
租税法演習Ⅰ	2							①		澁谷教授	3,4年次対象
刑法演習	4			②…②		②…②		②…②		岡本教授	○
刑法演習	4					②…②		②…②		成瀬教授	2,3,4年次対象○
刑事訴訟法演習	2					①		①		佐藤教授	3,4年次対象
刑事訴訟法演習(発展)	2						①		①	井上准教授	3,4年次対象
民法基礎演習	4			②…②						水野教授	2年次対象○
民法発展演習	4			②…②		②…②		②…②		小粥教授	2,3,4年次対象○
民法演習	2					①		①		久保野准教授	3,4年次対象
民法基礎演習Ⅰ	2			①		①		①			2,3,4年次対象
民法基礎演習Ⅱ	2				①		①		①	中原(太)准教授	2,3,4年次対象
民法演習	2					①		①			3,4年次対象
民法演習	4					②…②		②…②		渡辺教授	3,4年次対象○
民法基礎演習	2			①							2,3,4年次対象
商法演習	2					①		①		吉原教授	3,4年次対象
商法演習	2						①		①	白井准教授	3,4年次対象
知的財産法演習Ⅰ	2					①		①		蘆立准教授	3,4年次対象
知的財産法演習Ⅱ	4					②		②		杉江准教授	3,4年次対象
民事訴訟法演習Ⅰ	2						①		①	坂田教授	3,4年次対象
民事訴訟法演習Ⅱ	2					①		①		菱田准教授	
民事訴訟法演習Ⅲ	2						①		①	河崎准教授	
民事訴訟法演習Ⅳ	2					①		①		内海准教授	
経済法・競争政策演習	2					①…①		①…①		諏訪園教授	3,4年次対象○
国際私法演習Ⅰ	2					①		①		竹下准教授	3,4年次対象
国際私法演習Ⅱ	2						①		①		3,4年次対象
労働法演習	2					①		①		桑村准教授	3,4年次対象
社会保障法演習	2					①		①		嵩准教授	3,4年次対象
社会資本整備政策演習	4					②		②		小玉准教授	3,4年次対象
法理学演習	2					①		①		樺島教授	
日本法制史演習	4					①…①		①…①		吉田教授	3,4年次対象
西洋法制史演習Ⅰ	2					①		①		大内教授	3,4年次対象
西洋法制史演習Ⅱ	2						①		①	大内教授	3,4年次対象
英米法演習	2			①		①		①		芹澤教授	
法律ドイツ語演習Ⅰ	2			①		①		①			2,3,4年次対象
法律ドイツ語演習Ⅱ	2				①		①		①	シェーファー准教授	2,3,4年次対象
ドイツ法発展演習	2					①		①			3,4年次対象
ヨーロッパ政治史基礎演習	4		②		②		②				
ヨーロッパ政治史演習Ⅰ	2							②		平田教授	3,4年次対象○
ヨーロッパ政治史演習Ⅱ	2								②		3,4年次対象○
西洋政治思想史演習	4			①…①		①…①		①…①			
西洋政治思想史論文演習	2			①…①		①…①		①…①		犬塚准教授	○

授 業 科 目 〔学部演習〕	単 位	配当学年及び学期 (○内は1週授業回数)								担当教員	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
日中関係論演習	2					①		①		橋本教授	
ASEAN論演習	2						①		①		
国際関係論演習	4			②・・・②		②・・・②		②・・・②		戸澤准教授 金准教授	2,3,4年次対象○
行政学演習	4			②・・・②		②・・・②		②・・・②		牧原教授	2,3,4年次対象○
健康政策演習Ⅰ	2					②		②		坪野教授	3,4年次対象○
健康政策演習Ⅱ	2							②	②		3,4年次対象○
交渉演習Ⅰ	2			①		①		①		森田准教授	
交渉演習Ⅱ	2				①		①		①		
法情報学演習	2							①	①	金谷准教授	2,3,4年次対象
地方自治演習	2					①		①		西泉准教授	
法学・政治学基礎演習Ⅰ	2	①		①						井上准教授	1,2年次対象
法学・政治学基礎演習Ⅱ	2		①		①						1,2年次対象

備考欄中、○印の授業科目は、隔週開講である。

○講義

科目名の末尾に「…演習」「…特論」等の記載のないものは、すべて講義である。同一の講義は、重ねて単位を取得することができない。既に履修した同一名称の講義は、たとえ担当教員が異なる場合でも同様である。また、カリキュラムの再編などに際して、従来の講義と名称が異なる新たな講義が開設される場合であっても、既修得の講義のいずれかと重ねて履修することができない旨の指示を伴うことがあるので、注意すること。

○演習

演習は、原則として下記の制限内で複数回履修しうるが、科目によっては重ねて単位を取得できないものもある。また、前年度までに開講された科目のいずれかと重ねて履修できない場合には、「備考」欄にその旨が示されることがある。前者すなわち複数回履修可能なものについても、さらに次の制約がある。

1. 同一教員の同一科目名の演習は、内容の異なる場合に限り、別個の授業科目として取り扱う。ただし、卒業要件単位として認定されるのは、合わせて12単位までとする。
2. 同一科目名で担当教員の異なる演習については、内容の異なる場合に限り、別個の授業科目として取り扱う。
3. 「演習」に、「Ⅰ」「Ⅱ」等の細分がなされている場合には、それぞれ別個の科目として取り扱う。
4. 演習の単位は、全部で30単位まで、卒業要件単位に算入することができる。
5. 演習への参加については、授業担当教員の許可が必要なので、参加を希望する場合は「講義要綱」や掲示に注意して、指定された期日までに申し込むこと。

○特論

特論は、科目の必要性等を勘案して、随時開設される科目である。主として少人数を対象とする特殊講義の形態で行われることが多いが、必ずしも講義のみではなく演習の要素を加味して行われることもあるので、具体的には「講義要綱」の記載内容に十分注意すること。

同一名称の特論は原則として一度しか履修できないが、内容が異なる場合、担当教員が異なる場合などにおいては、別個の科目として取り扱い、それぞれについて履修することを認める。また、前年度までに開講された科目のいずれかと重ねて履修できない場合には、「備考」欄にその旨が示されることがある。

内容及び対象学年についてはその都度定める。

○連続講義

講義の中には、8月末から9月にかけて連続講義として集中的に行うものがある。

○他学部の特設教育科目

1. 文学部、教育学部及び経済学部の特設教育科目の単位は、2に掲げる①②③④の科目を除き、20単位に限り、卒業を要する特設教育科目の単位に算入することができる。ただし、上記3学部の特設教育科目の単位のうち、法学部規程別表第二に掲げる授業科目以外のものの単位は、合わせて8単位を超えることができない。

2. 文学部、教育学部及び経済学部の特設教育科目のうち、

①演習

②文学部基礎科目の語学・書道

③教育学部のなかの教職に関する科目（代用科目含む）

④経済学部の民法

を履修して修得した単位は、卒業に要する特設教育科目の単位数に算入しないものとする。

3. 他学部の特設教育科目の授業科目は、受講を希望しても必ずしも受講の許可が得られるとは限らない。また、法学部規程別表第二の授業科目以外の科目の試験時間割が、本学部の特設教育科目の学期末試験時間割と重複した場合は、どちらか一方の科目しか受験できない。

・別表第二授業科目の開講学部及び配当学年は以下のとおりである。

授 業 科 目	配当学年	単位	開講学部	授 業 科 目	配当学年	単位	開講学部
社 会 学 概 論	2・3・4	2	文 学 部	経 済 学 史	3・4	4	経済学部
実験心理学概論	2・3・4	2	〃	金 融 論	3・4	4	〃
社会心理学概論	2・3・4	2	〃	財 政 学	3・4	4	〃
日 本 史 概 論	2・3・4	2	〃	日 本 経 済 史	3・4	4	〃
東 洋 史 概 論	2・3・4	2	〃	経 済 史	2・3・4	4	〃
ヨーロッパ史概論	2・3・4	2	〃	日 本 経 済	3・4	4	〃
政治経済学原理	2・3・4	4	経済学部	国 際 経 済	3・4	4	〃
ミクロ経済分析	2・3・4	4	〃	経 営 政 策	3・4	4	〃
マクロ経済分析	2・3・4	4	〃	財 務 会 計	3・4	4	〃
経 済 政 策	2・3・4	4	〃				

(注) 文学部の授業科目は、文学部学生の履修者が多い場合には他学部学生の履修を認めないことがある。

5. 教職科目の履修について

教育職員免許状の取得要件については、教育職員免許法に定める教職に関する科目につき所用の単位を取得することが、その一要件をなす。下表の授業科目は、上記教職に関する科目として具体的に定められているところを授業する別々の1・2年配当授業科目で、しかも専門教育科目の授業科目としての地位を有しないものである。標記教職科目とは、これを指す。

区分	授 業 科 目	単 位 数	毎 週 授 業 時 間 数							
			1 年		2 年		3 年		4 年	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
			第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8
教 職 科 目	教 職 論	2	2							
	教 育 原 理 I	2	2							
	教 育 原 理 II	2		2						
	教 育 心 理 学 I	2			2					
	教育の方法と技術	2				2				
	教 育 課 程 論	2		2						
	人 間 関 係 論	2			2					
	相 談 心 理 学 I	2			2					
	相 談 心 理 学 II	2				2				

- (注) 1. 授業科目名のなかの I, II は内容の違い及び履修順序を示す。
 2. 一部、集中講義で開講する科目もあるので、そちらを受講しても構わない。
 3. 教職に関する科目（代用科目を含む。）は卒業に要する専門教育科目の単位数には算入しないので注意すること。

6. 履修科目として登録できる単位数の上限について（平成17年度以降の入学者を対象とする）

1年次前期から2年次後期（第1から第4セメスター）において、全学教育科目及び専門教育科目を併せて、履修登録時に登録できる単位数の上限は、各学期（セメスター）ごとに30単位を目安とする。

ただし、次の科目については上限枠に含めない。

- ・全学教育科目の外国語群、保健体育科目群
- ・専門教育科目のうち、連続講義など集中講義の形で開講される科目
- ・教職科目

各学期はじめにおける履修科目確認時に、上記の制限を超えて履修登録している学生に対しては、登録科目の削除を求めることがありうる。

なお、この履修登録単位の上限設定の趣旨ないし考え方については、「履修計画の考え方」を参照すること。

7. 早期卒業制度について（平成17年度以降の入学生を対象とする）

本学部に3年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得した学生に対しては、早期卒業を認めることがある（学部規程第23条第2項）。これを希望する学生は、次の点に注意すること。

1. 次の区分により、「早期卒業希望届」を提出すること。

- ・3年次終了時（3月）に卒業を希望する学生の場合：

提出期限は、3年次後期履修届提出期限とし、その時まで全学教育科目を35単位以上（卒業要件単位として算入されるものに限る）、及び専門教育科目を75単位以上（同上）修得している学生についてのみ、受け付ける。

- ・4年次前期終了時（9月）に卒業を希望する学生の場合：

提出期限は、4年次前期履修届提出期限とし、その時まで全学教育科目を36単位以上（同上）、及び専門教育科目を78単位以上（同上）修得している学生についてのみ、受け付ける。

2. 原則として次のすべての要件を満たす学生を対象として、「優秀な成績」であるか否かの判定を行う。

- ・希望する早期卒業の時点において、所定の卒業要件単位のすべてを修得していること。
- ・同時点において、全学教育科目及び専門教育科目のそれぞれについて、成績が「A」以上である科目数が4分の3以上であること。
- ・同時点において、専門教育科目の「演習」の単位を8以上修得していること。

8. 成績評価に対する不服申立制度について

1. 当該セメスター等に受講した授業科目で、「不合格」の評価を受けた学生は、別に定める期限内に、法学部教務係を通じ、授業担当教員に対して成績評価についての不

服を申し立てることができる。

2. 不服を申し立てた場合、授業担当教員からは、別に定める期間内に、口頭その他の方法で、その成績評価について説明がなされる。説明を受け、なお不服があるときには、説明がなされた後3日以内に、法学部教務係を通じて、再審査の申立てをすることができる。
3. 再審査の申立てがなされた場合には、教授会内部において、その申立てに関する審査が行われた後、当該学生には、法学部教務係を通じて、最終的な成績評価を通知する。

※それぞれの「別に定める期間」は別途掲示にて知らせる。

学 生 心 得

1. 掲 示

授業関係（休講，補講）その他本学，本学部及び研究大学院が学生に周知する事項は，すべて掲示する。掲示の見落とし及び誤読は，取り返しのつかない事態を生ずることがあるから，掲示に絶えず意を払うこと。

なお，呼び出しの掲示があった場合には，速やかに応じること。

掲示は，全学教育科目・教職科目に属する授業科目に関する事項及び川内北キャンパスの学生生活に関する事項については主として川内北キャンパスのA棟南側掲示板，専門教育科目に属する授業科目に関する事項及び川内南キャンパスの学生生活に関する事項については主として法学部棟二階掲示板を行う。研究大学院学生に対する掲示は，法学部棟四階掲示板を行う。

2. 履修手続（学部学生）

1 履修手続を行うにあたっては，履修案内，講義要綱及び授業時間割表を必ず参照して履修計画を立てること。

2 履修手続きの概要は，以下のとおりである。

① 各学期（セメスターは，学期の別称である。）において履修しようとする授業科目について，各学期初めの所定の期日までに，教務情報システム（学生用WEB）により履修登録を行うこと。

② 全学教育科目及び教職科目に属する授業科目を履修しようとする場合は，授業科目ごとに「履修カード」を作成して所定の期日までに授業担当教員に提出すること，履修手続きの一環をなすので，注意すること。

③ 専門教育科目のなかの連続講義科目については，上記学期初めの所定の期日とは別に履修の届出のための期日を定める。

④ 履修手続が①～③に記述するところと異なるときにはその旨掲示するので注意すること。

3 WEBによる履修登録を行うにあたり次のことに注意すること。

① 決められた期間内で行うこと。（登録期間は掲示により知らせる。）

② 演習科目は，参加を認められたものだけ登録すること。

③ 「最終登録」後の科目変更は，認められない。

4 履修手続をしていない授業科目については，試験の受験資格がないことを承知されたい。

3 専門教育科目に属する授業科目の履修の認定

- 1 標記授業科目の履修の認定は、原則として筆記試験により行う。
- 2 標記授業科目に関する学期末筆記試験の時間割表は、試験実施の2週間前に発表する。

4 専門教育科目の試験受験者心得

- 1 受験にあたっては監督員の指示に従うこと。
- 2 試験開始10分前までに試験室に入室し、監督員から「座席指定カード」1枚の交付を受け、指定の番号の座席に着席すること。この際、「座席指定カード」を交換するなど、座席指定の公正を損なうおそれのある行為をしてはならない。
- 3 ケース等から出した「学生証」を、「座席指定カード」と並べて机の端に置くこと。中央の座席の者は、右端の席に送り机の端に出して置くこと。試験中に、監督員が巡回し、「学生証」の確認と「座席指定カード」の回収を行う。
- 4 特に使用を許可されたもの及び筆記用具以外は、カバン等にしまい、机の下か床に置くこと。携帯電話等を持っている人は電源を切ること。また、計算や翻訳などの機能を備えた時計は使用しないこと。
- 5 遅刻者は、試験開始後30分以内に入室した場合に限り受験を認める。
- 6 試験開始後、30分を経過するまでは、退室を認めない。
- 7 たとえ白紙答案であっても、試験科目名、受験席番号、学籍番号、氏名を記入し、必ず提出すること。
- 8 六法貸与の試験科目については、試験室において六法を貸与する。貸与する六法は、書き込みなどの汚損や破損をさせることのないよう注意すること。
- 9 試験開始後に最前席の受験者に「受験者名票」を配布するので、着席番号の欄に学籍番号、氏名及び借用六法番号（六法表紙に記載）を記入し、順次後席へ送ること。
- 10 当該科目の受験を棄権する場合は、答案紙の表紙に「棄権」または「放棄」と明記すること。その明記のない場合は、受験したものとみなす。
- 11 途中退席及び試験終了の際は、監督員に答案を提出するとともに借用した六法を所定の場所に返却し、速やかに退室すること。
- 12 その他、受験にあたり次の事項を承知しておくこと。
 - 1) 履修登録のない科目は、受験資格がないので受験しても無効である。
 - 2) 授業時間の重複している科目を受験した場合は、双方を無効とする。
 - 3) 試験に欠席した場合も、「棄権」として取り扱う。
- 13 不正行為は、退学を含む厳しい処分の対象となるので、絶対に行わないこと。

5 成 績

- 1 履修した授業科目の成績は、教務情報システム（学生用WEB）で確認すること。
- 2 確認の時期等については、掲示により知らせる。

6 学籍異動

休学，復学及び退学については，東北大学学部通則第3章及び第4章の定めるところによる。願い出る場合には，事前に理由を記して保護者等連署の上願い出ること。なお，病気による休学，快癒による復学を願い出る場合は，診断書を添付すること。

7 身上の異動

- 1 改正，改名，本籍，保護者の変更等

身上に異動が生じた場合は，速やかに届け出ること。諸証明書は正規に届けられたもので交付されるから注意すること。（卒業後も同じである。）

- 2 通学住所，保護者等住所，家族住所の変更

住所が明確でないと，緊急の場合の連絡ができないことになるから，変更が生じた場合は，速やかに届け出ること。

8 諸証明書（在学証明書，学割証，卒業・修了見込証明書，成績証明書は10）

- 1 通学証明書その他の証明書の交付を受ける場合は，2日前までに所定の交付願用紙に必要事項を記入の上，申し込むこと。
- 2 通学証明書は，JRの定期券を購入する際に必要である。（仙台市営及び宮城交通の定期券は，学生証を提示して購入できる。）

9 学生証・学籍番号

- 1 学生証は本学の学生であることを証明するものなので，常時携帯し，本学の教職員等から要求があったときは，呈示しなければならない。
- 2 学籍番号は入学年度，所属学部（又は所属研究科）及び整理番号をもとにつくられており，それを変更することはしない。試験答案紙，レポート，届出書，願出書等には，氏名と共に記載すること。
- 3 学生証を紛失したときは，直ちに届け出ること。再交付は，写真（たて4.0cm×よこ3.0cm）を添えて申請すること。
- 4 卒業・退学等で学籍を離れた場合には，直ちに学生証を返却すること。

10 在学証明書，学生旅客運賃割引証（学割証），卒業・修了見込証明書，成績証明書

在学証明書，学割証及び卒業・修了見込証明書（ただし最終学年も者のみ）は，証明書自動発行機により，即時に証明書を発行する。次の事項に留意の上，利用すること。

- 1 発行する証明書（1回の発行可能数）

在学証明書（5 枚）

学 割 証（2 枚）

卒業・修了見込証明書（5 枚）

成績証明書（5 枚）

2 発行機稼働時間 8:30～21:00

（ただし、次の※印を付した箇所は、夜間閉鎖されるので施錠時までの利用となる。）

3 発行機の設置場所

川 内 北 地 区 教育・学生支援部管理棟 1 階事務室前

“ “ 2 階事務室前

川 内 南 地 区 文科系総合研究棟玄関ロビー ※

北 青 葉 山 地 区 理学部教務係窓口前 ※

青 葉 山 地 区 工学部管理棟玄関ロビー

星 陵 地 区 星陵会館 2 階ロビー ※

雨 宮 地 区 農学部管理棟玄関 ※

片 平 地 区 法学研究科片平 4 号棟 ※

（所属学部の所在地区にかかわらず、どの発行機でも利用できる。）

4 そ の 他

1）証明書発行機の利用には、学生証（ID カード）が必要である。

2）学生証を紛失または破損等をした場合は、直ちに教務係に届け出て再交付の申請をすること。

3）学割は、JR が学生の勉学を容易にするために与える特典であるから、その使用にあたっては定められた事項を遵守し、不正行為のないように注意すること。

4）学割の交付枚数は、原則として年間一人10枚である。

11 駐車規制等について

1 キャンパス内での駐車は認めない。ただし、本人自身の身体・健康上の理由から特に自動車通学が不可欠であると認められる学生に限り、駐車を許可することがある。

2 バイク・自転車等は所定の場所に駐輪すること。

12 授業料

1 授業料は、手続きを行った銀行口座から引き落とされるので、納付の月（前期分 4 月、後期分10月）の下旬には残高に注意すること。

2 授業料を 4 月又は10月に納入することが困難な場合には、所定の期限までに、徴収猶予（延納・分納）を願い出ること。

3 経済的事由等により授業料の納入が困難な場合には、願出により、授業料を免除することがある。

4 授業料免除の願出は、各期の所定の期日までに、必要な証明書等を添えなければならない。

13 奨 学 金

奨学金は、日本学生支援機構（元日本育英会）、地方公共団体及び民間育英団体において毎年4月・5月頃募集している。詳細はその都度掲示するので、希望者は注意すること。

14 健康診断

1 学生は、毎年1回定期健康診断を受けなければならない。やむを得ない理由で受診できないときは、事前に申し出ること。

2 受診しない者には、就職及び大学院受験等のための健康診断書が発行されない。

15 学生窓口案内

本学部事務部（教務係、会計係）は、原則として3年及び4年の学部学生そして大学院学生を対象とする。（1年及び2年の学部学生は、教育・学生支援部事務（川内北キャンパス）で取り扱う。）

本学部事務窓口の受付時間は、次のとおりである。

8：45～12：45 13：45～16：45

なお、土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始（12月28日～1月4日）は、一切の窓口業務を行わない。

法学部・法学研究科教職員名簿

法学部長
法学研究科長
教授

芹 澤 英 明

TEL 7 9 5 - 6 2 0 6 (研究室) 6 0 1 号室
6 1 7 0 (研究科長室)

教 授	石 稻 植 大	井 葉 木 内	彦 俊	壽 馨 哉	2 1 7 - 5 0 2 1		片 平
"	大 大	西 本 島	博 雅 太	孝 仁	7 9 5 - 6 2 2 1	6 1 1	号 室
"	岡 樺 苦	瀨 粥 田		勝 志 仁	6 2 2 0 3	5 1 1	号 室
"	小 坂 々	木 藤 谷		宏 通 之	6 2 3 7	0 3 3	号 室
"	佐 佐 瀨 諏 訪	園 澤 村	弘 隆 雅 英	明 子	6 2 1 3	5 1 8	号 室
"	辻 坪 中	野 原 本	み 吉 茂 幸 逸 昌	孝 樹 典 男 人	6 2 0 2	5 1 2	号 室
"	成 橋 久	武 田 原 野		武 出 子	6 1 9 3	6 2 2	号 室
"	平 牧 水	田 田 田 田	紀 誠 正 正 和 達	司 顕 志 德	6 2 0 4	6 1 5	号 室
"	宮 横 吉 吉 渡	官 佐 谷			6 2 1 5	5 0 1	号 室
"		澤 藤 村	里 裕 武	美 一 則	6 1 8 5	2 6 0	号 室
"		立 島 塚 上 海 谷 崎	順 淳	美 子 元 治 俊 成 子	6 2 1 2	6 0 8	号 室
"		蔵 飯 犬 井 内 金 久 保 桑 小 一	和 博 吉 祐 淑 恵 裕 典 美 美	賢 子 子 彦 子	6 2 0 5	5 0 3	号 室
"		ス = ル	マ = ル	ハ ル ト	6 1 8 9	5 0 8	号 室
"		フ = ャ	シ = ャ	ハ ル ト	6 2 0 6	6 0 1	号 室
"		希 正	矢 野	子 和 渉 子	6 1 9 8	5 1 3	号 室
"		清 白 杉 滝 高 竹 戸 中 西 菱 森 米	紗 さ 啓 英 太 暁 彰 雄	か 介 典 郎 生 雄 郷 果 人	5 9 4 0	6 1 9	号 室
"					6 2 1 1	5 1 2	号 室
"					6 2 0 0	6 0 0	号 室
"					6 2 1 7	5 1 0	号 室
"					6 1 9 9	6 1 4	号 室
"					6 2 1 1	2 6 0	号 室
"					6 1 9 5	2 6 0	号 室
"					5 0 1 8	5 2 2	号 室
"					3 1 9 2	5 2 0	号 室
"					6 2 0 9	6 0 6	号 室
"					6 1 9 4	6 1 7	号 室
"					3 1 5 4	6 1 2	号 室
教 授	官 佐 谷	澤 藤 村	里 裕 武	美 一 則		2 5 0	号 室
准 教 授	蔵 飯 犬 井 内 金 久 保 桑 小 一	立 島 塚 上 海 谷 崎	順 淳	美 子 元 治 俊 成 子			号 室
"					6 2 0 7	5 1 1	号 室
"					4 7 7 8	5 1 4	号 室
"					6 1 8 4	6 0 4	号 室
"					6 1 8 8	6 1 6	号 室
"					6 2 3 8	6 0 5	号 室
"					4 9 7 3	2 6 0	号 室
"					2 2 2 3	2 6 0	号 室
"					6 2 4 8	2 6 0	号 室
"					3 6 9 6	2 6 0	号 室
"					3 1 5 6	2 5 0	号 室
"					6 2 0 8	6 0 9	号 室
"					3 7 5 2	5 0 4	号 室
"					6 2 3 9	6 1 0	号 室
"					6 1 8 3	6 0 2	号 室
"					6 1 9 7	5 0 5	号 室
"					5 9 4 6	2 6 0	号 室
"					6 2 0 1	5 1 7	号 室
"					6 1 8 7	5 0 9	号 室
"					6 2 1 6	2 6 0	号 室
"					6 2 1 4	6 1 8	号 室
"					6 2 2 0	6 2 0	号 室
"					6 1 9 2	6 0 7	号 室
"					6 2 3 5	5 0 7	号 室
"					6 2 2 4	5 2 1	号 室
"					6 1 9 0	5 1 6	号 室

客員准教授 孫

基 榮

3 1 9 1

文学研究科棟
2 0 5 号室

※ 教員と面会をする場合は、事前に教員に面会日等を予約すること。

德光郎惠則介直薰郎志
和秀謙俊克龍
次
村木谷崎部谷部旗塚野
頭
百
河鈴洪山阿網苺五小仲
莊武

- (現代政治分析)
- (中国法制史)
- (ロシア・東欧法)
- (少年法)
- (国際経済法)
- (比較政治学Ⅰ)
- (政治理論)
- (日本政治外交史Ⅰ)
- (商法総論・商行為法)
- (公法判例研究会Ⅰ)
- (民法判例研究会A)
- (現代の行政法制とその横断)
- (実務民事法(民事訴訟分冊))
- (民事・行政裁判演習)
- (エクスターンシップ)
- (民事・行政裁判演習)
- (刑事裁判演習)
- (刑事裁判演習)
- (刑事裁判演習)
- (模擬裁判)
- (リーガル・クリニック)
- (企業法務演習Ⅰ)
- (実務労働法Ⅰ)
- (実務労働法Ⅱ)
- (刑事実務演習Ⅰ)
- (刑事実務演習Ⅲ)
- (エクスターンシップ)
- (エクスターンシップ)
- (エクスターンシップ)
- (エクスターンシップ)
- (エクスターンシップ)
- (少年法・刑事政策)
- (模擬裁判)
- (ヨーロッパ法(EU法))
- (環境法Ⅱ)
- (国際民事訴訟法発展)
- (消費者・家族と法)
- (企業法務演習Ⅱ)
- (民法Ⅲ(物権))
- (トランスナショナル情報法)
- (国際人権・刑事法)
- (社会福祉法)
- (財政学)
- (経済学理論)

[illegible]

元 最高裁判所・判事
渡邊大司・佐々木洋一 共同法律事務所・弁護士

八島法律事務所・弁護士
仙台地方裁判所・判事
伊藤恒幸法律事務所・弁護士
官澤綜合法律事務所・弁護士

長島・大野・常松法律事務所 顧問

成蹊大学法学部・准教授

公証人

内田法律事務所・弁護士
森・濱田松本法律事務所・弁護士
黒田法律事務所・弁護士
藤田総合法律事務所・弁護士
立教大学大学院法務研究科・教授
早稲田大学法学院・教授
早稲田大学法学院研究科・教授
明治大学法学院・教授
藤田総合法律事務所・弁護士
森・濱田松本法律事務所・弁護士
東京大学大学院総合文化研究科・教授

教授・准教授
学部・学類
教育学部
社会学部
経済学部
大経経
学社学
教大経
学社学
大経経
東北大学
岐阜大学
滋賀大学

雄滋一二雄郎雄二一近
邦 健草俊禮光禮陽罔
子田尾本中月田屋口父
莊小外山廣望宮林樋柳

二行樹夫靖彦夫
純榮知聰貞宙俊秀禰
部口田中山田井獄
阿閔太小小藤閔青大

【事務部】
事務長
庶務係長
会計係長
教務係長
専門職大学院係長

典崇毅子宏
一喜美一
山沼坂山杉
畠大早内高

平成22年度（2010年度）行事予定表

月	旬	学 部	研 究 大 学 院
4	上 旬	・授業時間割の発表 ・入学式（4月6日） ・前期授業開始（4月9日）	・授業時間割の発表 ・入学式（4月6日） ・前期授業開始（4月9日）
	中 旬	・前期及び通年科目WEB履修登録	・前期及び通年科目WEB履修登録（4月9日～21日） ・日本学生支援機構奨学生願書提出
	下 旬	・前期分授業料納入期限	・前期分授業料納入期限
5	中 旬	・学生定期健康診断	・学生定期健康診断
	下 旬	・法学部連続講義履修登録期間（～6月上旬）	・法学研究科連続講義履修登録期間（～6月上旬）
6	下 旬	・本学創立記念日（6月22日）	・本学創立記念日（6月22日）
7	下 旬	・前期講義科目筆記試験（～8月上旬）	・前期講義科目筆記試験（～8月上旬）
8		・夏季休業	・夏季休業
	下 旬	・後期分授業料免除及び徴収猶予，月割分納願提出（～9月下旬）	・後期分授業料免除及び徴収猶予，月割分納願提出（～9月下旬）
9		・連続講義の実施（8月下旬～9月下旬）	・連続講義の実施（8月下旬～9月下旬）
	下 旬	・連続講義筆記試験（9月29日～30日）	・連続講義筆記試験（9月29日～30日）
10	上 旬	・後期授業開始（10月1日） ・後期科目WEB履修登録（日程は掲示にて周知する）	・後期授業開始（10月1日） ・後期科目WEB履修登録（日程は掲示にて周知する）
	下 旬	・後期分授業料納入期限	・後期分授業料納入期限
11	上 旬	・大学祭	・大学祭

月	旬	学 部	研 究 大 学 院
12	上 旬		・修士・博士学位論文題目届提出
	下 旬	・冬季休業	・冬季休業（12月24日～1月5日）
1	上 旬	・後期授業再開	・後期授業再開（1月6日）
	下 旬	・卒業・留年予定届の提出 ・後期及び通年科目筆記試験 （～2月上旬）	・修了・留年予定届の提出 ・後期及び通年科目筆記試験 （～2月上旬）
3	上 旬	・卒業生氏名発表	・修了生氏名発表
	下 旬	・学位記授与式 ・前期分授業料免除及び徴収猶予, 月割分納願提出	・学位記授与式 ・前期分授業料免除及び徴収猶予, 月割分納願提出